

石狩市告示第 70 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 2 日

石狩市長 加 藤 龍



1 都市計画の種類 用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

花川東の一部（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3 縦覧場所

石狩市役所（建設部建設総務課）